

## 条 例

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十六号

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の埼玉県環境影響評価条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第十八条第二項の規定による環境影響評価書の提出がなされる対象事業について適用し、その他の対象事業に係る環境影響評価に関する手続その他の行為については、なお従前の例による。